

## 就学援助費について（お知らせ）

本制度は、経済的な理由により就学が困難な家庭に対し、お子様が学校で学習するために必要な費用の一部を援助するものです。就学援助費の受給を希望される方は、下記の概要により、申請してください。なお、前年度に引き続き、就学援助費の受給を希望される方についても、再度の申請が必要です。

1. 対象者		
① 世帯の令和7年度（令和6年中）の合計所得金額が、所得基準額（※）以下の世帯		
② 生活保護を受けている世帯		
※①②ともに申請してください。②を受けている方は修学旅行費と医療費のみの援助となります。		
※所得基準額（令和7年4月1日時点）		
世帯構成	所得基準額	
	持家の場合	借家の場合
40歳、14歳、9歳の3人世帯	約244万円	約290万円
40歳、40歳、14歳、9歳の4人世帯	約246万円	約292万円
40歳、40歳、14歳、9歳、4歳の5人世帯	約263万円	約309万円
70歳、40歳、40歳、14歳、9歳、4歳の6人世帯	約302万円	約351万円
注意事項	・「世帯構成」は一例です。年齢やひとり親家庭であるかどうか等により所得基準額は変わります。 ・「借家の場合」の所得基準額は上限額であり、家賃の金額により下がる場合があります。 ・同一生計世帯の全員の所得を合算して算定します。（単身赴任等で別居同一生計の保護者等も含む） ・給与所得、公的年金等所得のいずれかがある方については、総所得金額から10万円を控除して算定します。 ・所得の申告をされていない場合、本援助は受けられません。申告は必ず済ませておいてください。 ※所得の申告方法等については、税務課へお問合せください。	
2. 申請方法		
提出物	①令和7年度就学援助費受給申請書 ※学校毎に1枚ずつ提出が必要です。 ②以下の添付書類（該当する方のみ） 賃貸住宅にお住まいの方 ・賃貸契約書の写し（物件の所在地、家賃額、契約者がわかるもの） 令和7年1月2日以降に阪南市に転入された方 ・以下のうちいずれか1つ、写し可。 (1) 令和7年度課税（所得）証明書（概ね6月頃から発行可能） ※令和7年1月1日時点の居住地の市区町村で発行してください。 (2) 令和7年度（市民税等）特別徴収税額の決定・変更通知書 または 課税明細書 ※6月頃に勤務先もしくは前居住地の市区町村から送付されます。	
提出先	阪南市教育委員会事務局 教育総務課（市役所2階26番窓口） または 学校	
申請期限	令和7年6月6日（金）まで ※提出期限以降も2月末日までは申請を受け付けますが、受付日以降分のみ支給となります。	
3. 支給方法など		
認定時期	令和7年7月中（申請期限後は随時）	
支給方法	認定後の学校給食費	教育委員会から学校給食会へ直接支払います。 ※ただし、認定されるまでの期間の保護者負担分は返金します。
	上記以外	申請書に記載された指定口座へ振込みます。
支給予定日	第1回	令和7年9月下旬頃
	第2回	令和8年1月下旬頃
	第3回	令和8年3月下旬頃

#### 4. 支給内容

支給対象費目	年間支給額		支給予定回	
	小学校	中学校		
学用品費	11,630円	22,730円	第1～3回	
通学用品費	2,270円(1年生除く)	2,270円(1年生除く)	第1～3回	
新入学児童生徒学用品費 (4/1時点認定者のみ)	57,060円(1年生のみ)	63,000円(1年生のみ)	第1回	
入学準備費(※)	63,000円(阪南市立中学校に進学する小学校6年生のみ)		第3回	
修学旅行費	実費(限度額22,690円)	実費(限度額60,910円)	実施後の直近回	
校外活動費	泊なし	実費(限度額1,600円)	実費(限度額2,310円)	実施後の直近回
	泊あり	実費(限度額3,690円)	実費(限度額6,210円)	実施後の直近回
学校給食費	実費		第1～3回	
日本スポーツ振興センター共済掛金 (5/1時点認定者のみ)	460円 (災害共済給付に加入している方のみ)		第1回	
医療費(※)	別記参照		随時	

##### ※入学準備費について

注 意 事 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>入学準備費は<b>阪南市立中学校に進学する小学校6年生のみが対象</b>です。 (阪南市立中学校以外へ進学予定の場合は、入学準備費の支給はございません。)</li> <li>1年生の方で入学準備費を受給した方は、当該生徒の新入学児童生徒学用品費は支給されません。 (支給単価が変更された場合は、支給単価増額分を支給します。)</li> <li>令和8年度に阪南市立小学校に進学する5歳児への入学準備費は、別途案内予定です。</li> </ul>
---------	---

##### ※医療費について

対象となる病気	<p>学校における健診等の結果、学校保健安全法施行令第8条で定める以下の疾病が発見され、治療の必要があると指示されたとき。※下記以外の疾病の治療は対象外です。</p> <p>トラコマ及び結膜炎(アレルギー性結膜炎を除く)、白癬、疥癬及び膿痂疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎(アレルギー性副鼻腔炎を除く)及びアデノイド、う歯、寄生虫病(虫卵保有を含む)</p>
援助額	治療費自己負担分(保険治療分のみ)
対象期間	当該年度認定日～当該年度末(年度途中で認定廃止となった場合は、その前日まで)
申請方法	<p>①学校における健診等の結果、対象となる病気で学校から治療の指示を受ける。</p> <p>②医療機関にて受診する前に、学校へ医療券の交付を申請する。 ※受診予定の医療機関に医療券使用可能か事前に確認ください。</p> <p>③約1週間後、学校より保護者へ医療券が交付される。</p> <p>④医療機関にて受診する際に、医療機関窓口へ医療券を提出する。</p>
注 意 事 項	<p>※医療券を使用するときは、生活保護法による医療費扶助、子ども医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成等の他制度より優先されます。重複使用はできません。</p> <p>※医療券の発行を受けずに受診した場合や提出せずに受診した場合は医療費援助の対象になりません。また、対象疾病以外の治療や保険治療以外の治療については、医療費援助の対象になりません。</p> <p>・認定前の受診については、別途ご相談ください。</p>

#### 5. 注意事項等

- 記載事項に変更が生じた場合(世帯構成の変更等)は、速やかに再申請してください。  
※再申請がない場合は、支給を停止する場合があります。
- 会社都合解雇等により、家計が急変してお困りの方はご相談ください。
- 学校徴収金に未納が生じた場合は、学校長口座へ振込みますので、併せて委任状にも記入願います。

※就学援助費支給申請書・添付書類に記載された個人情報は、就学援助費認定・支給事務のために利用します。

なお、提供された個人情報を適切に管理し、これ以外の目的には利用しません。

問合せ先 〒599-0292 阪南市尾崎町35番地の1  
阪南市教育委員会事務局 生涯学習部 教育総務課  
TEL: 072-489-4540(直通)